

司法省、腐敗防止・コンプライアンスプログラム評価に高いハードルを設定

奈良房永(日本語版監修)

ウィリアム・M・サリバン・Jr.、ナンシー・A・フィッシャー、アーロン・R・ハットマン、ファビオ・レオナルディ

- 司法省は新たなガイダンスを出すことによって、検察官が有効なコンプライアンス推進計画と精緻な対応を求めていることを示しました。
- リスク分析、情報・データ分析、第三者外注業者に対する主体的な監督など、司法省はより最新のベスト・プラクティスに注目しています。
- 企業コンプライアンスへの投資は、将来、犯罪的な意図・故意による懈怠の疑義をかけられた際に、これに対する保険となります。

2017年2月8日、米国司法省(Department of Justice, “DOJ”)は、司法省刑事局詐欺対策部門による企業のコンプライアンス推進計画が十分であるかを評価する際に頻繁に問われる重要な事項及び質問例を公表しました。この新たなガイダンスは、コンプライアンスに関して集積された事例を参照することにより、企業のCSR・コンプライアンス担当役員による有効なコンプライアンス方針の策定を助ける趣旨で作成されたものです。また、このガイダンスは、DOJの新たなコンプライアンス・エキスパートであるフィ・チェン氏が、企業のコンプライアンス推進計画をどのように審査するとみられるかを明らかにしています。

企業のコンプライアンス推進計画の有効性評価

企業のコンプライアンス推進計画の存在とその有効性、並びにその改善に向けた企業努力の程度は、検察官が企業不正の調査、告発及び訴追の際に検討するDOJの企業告発ガイドラインにおいて、考慮する要素のひとつとして挙げられています。

下記の項目及び質問は、DOJの企業コンプライアンス推進計画の評価における重要なポイントを示しています。全ての企業に通用する万能的な推進計画というものはなく、その有効性は個別企業のリスク特性に応じて評価されます。

- ・ **潜在的な不正の分析と改善。** 企業不正の発生原因を識別するための努力、問題となった不正を検知する機会が過去にあったかどうか、なぜ不正検知のための機会を逃してしまったかという点を含む。
- ・ **倫理的な姿勢、誓約及び監督。** 当該企業の上級役員及び取締役がコンプライアンスに対するコミットメントを示しているか。
- ・ **コンプライアンス部門の独立性及び人材。** コンプライアンス部門が企業の内部で十分に高い地位を与えられているか、管理担当者が適切な経験と資格を有しているか、コンプライアンスに関して上層部への報告制度を有しているか、違反又は脆弱性に関する報告事項が深刻に受け止められているか、コンプライアンス部門に十分な人材がいるか、さらに、もしコンプライアンス対応を外部委託している場合、外部業者をどのように監督し、業務の質を保っているかという点を含む。
- ・ **コンプライアンス方針と手続。** コンプライアンス方針が当該企業のビジネスに適合し、不正を禁止し、コンプライアンス管理担当者に権限を与え、かつ妥当なトレーニングをするように策定されているか、また、コンプライアンス方針が明確に伝達されているかという点を含む。
- ・ **コンプライアンス推進計画の一貫性。** 運用開始、内部統制及び支払・承認システム、外部業者の選定・監督を含む。
- ・ **コンプライアンス上のリスク評価手続。** リスク評価に用いられる手法、及び企業がどのように情報を用いて、及び高精度な評価基準を用いているかという点を含む。
- ・ **教育、情報共有、ガイダンス及び人材。** 教育がリスクに応じて有効になされているか、上級役員が、違反を犯した従業員の解雇や実務レベルでのガイダンスの提供など、失敗や学んだ教訓に対してどのように対応しているかという点を含む。
- ・ **違反の疑いに関する内部報告、企業調査及び対応。** 企業による調査が適切な範囲で、独立、客観的かつ適切に実行され、書面化されているか、また、かかる調査が役員や上級経営陣を含め、システムの脆弱性や責任の欠落を識別するために用いられているかという点を含む。
- ・ **責任、インセンティブ及び懲戒方法。** 管理職の監視下で発生した不正について、当該管理職の責任が問われているかという点を含む。
- ・ **定期的なコンプライアンス推進計画の検査及び改善に向けた努力。** 内部監査の向上、検査及びアップデートを含む。
- ・ **第三者外注業者の管理。** リスクの評価、リスクに応じた管理、監督及び懲戒を含む。
- ・ **合併・買収のプロセス。** 取引上のデュー・ディリジェンスにおいて不正やリスクが発見されたか、コンプライアンス部門がどのように合併・買収及び統合システムに組み込まれたか、取引上のデュー・ディリジェンスにおいて発見した不正及びリスクについて、企業がどのように対応したかという点を含む。

企業及びコンプライアンス担当役員に対する実務上の示唆

CSR 及びコンプライアンス担当役員は、直ちに DOJ の新ガイダンスに注目すべきです。新ガイダンスは、(企業、第三者外注業者の監督および M&A 取引に関する)有効なコンプライアンス推進計画の構築、監督又は適切な遂行の失敗について、企業及び個人に対し責任追及を行うことに関する詐欺対策部門が、今後もこれに強い関心を示し、強固な姿勢で臨むことを表しています。企業のコンプライアンスに対する時間及び労力の投資は、企業の評判が傷つくことや、罰則の回避のためだけに必要なわけではありません。かかる投資は、犯罪的な意図・又は故意による懈怠の責任を問われる潜在的なリスクから、企業及び従業員を保護するための保険として機能するのです。

企業及びそのコンプライアンス担当役員は、将来の政府調査に際して、企業と従業員が DOJ の企業コンプライアンス基準を満たしていることを検察官が容易に判断できるよう、企業コンプライアンス方針を調整(又は立案)することが望まれるでしょう。

最近公表されたガイダンスは、2015 年 9 月 9 日付のイエーツ司法副長官によるメモランダム (<http://japanese.pillsburylaw.com/legal-wire-no-23>) や、2016 年 4 月 5 日付連邦腐敗行為防止法違反の自己申告に関するパイロットプログラム、及び 2015 年夏の腐敗行為防止法ガイドの修正を含む、近年の連邦法執行機関による企業コンプライアンス及び個人責任を重視する一連の流れを踏襲しています。このように、このガイダンスは、コンプライアンス担当役員にとり、手元参照用の重要な文書のひとつとして加えられるべきでしょう。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

William M Sullivan, Jr.

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
202.663.8027
wsullivan@pillsburylaw.com

Nancy A. Fisher

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
202.663.8965
nancy.fischer@pillsburylaw.com

Aaron R. Hutman

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
202.663.8341
aaron.hutman@pillsburylaw.com

Fabio Leonardi

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
202.663.8713
fabio.leonardi@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

Yoko Nagami-Rosasco

yoko.nagamirosasco@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2017 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.